「食品等製品の安全の監督管理強化に関する 国務院の特別規定」徹底のための 製品品質電子監督管理実施に関する通知

2007年11月29日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承 下さい。

「食品等製品の安全の監督管理強化に関する国務院の特別規定」徹底のための 製品品質電子監督管理実施に関する通知

国質検質聯[2007]582 号

各省、自治区、直轄市質量技術監督局、商務庁(局)、工商行政管理局:

「国務院の製品品質及び食品安全の業務強化に関する通知」と「国務院弁公庁の全国製品品質及び食品安全の特定行動計画の配布に関する通知」(国弁発[2007]57号)の徹底のため、製品品質及び食品安全の遡及システムと製品品質監督管理ネットワーク構築の要求に関して、主要製品の管理・監督を強化し、製品マーク制度と検査制度を完全なものにし、「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例」、「中華人民共和国認証認可条例」、「食品等製品の安全監督・管理強化に関する国務院の特別規定」に基づき、国家質検総局、商務部、国家工商総局は、工業製品生産許可証と強制性製品認証制度(CCC)の対象となる重点製品に対して電子監督管理を実施することを決定した。重点製品を生産する企業は必ず製品パッケージに電子管理監督コードを貼付し、その上で製品を出荷、販売することが出来る。各関係部門は本通知の要求に基づき、製品の電子管理監督コード使用における管理・監督を強化する。

- 一、工業製品生産許可証制度と強制製品認証制度 (CCC) の対象製品を生産する企業は、必ず製品品質電子監督管理ネットワーク (以下、電子監督管理ネットと称する) に登録しなければならず、また、製品パッケージには統一マークである電子監督管理番号 (添付1)を使用すること。全面的な実施と段階的推進の原則に基づき、国家質検総局は「電子監督管理ネットワーク加入製品リスト」(「第1回電子監督管理ネットワーク登録製品リスト」添付2を参照)と実施方法を制定、公布し、工業製品生産許可証制度と強制認証制度 (CCC) の対象製品の電子管理監督ネットワークによる管理を徐々に実施する。
- 二、「電子監督管理ネットワーク登録製品リスト」対象製品を生産する企業は、生産許可 証及び強制製品認証(CCC)の申請時に、製品品質電子管理監督コードの手続きとネットワーク登録手続きを必ず行わなければならない。生産許可証及び強制製品認証(CCC)を取得した企業は速やかに電子管理監督コードのネットワーク登録を行う。製品パッケージの印刷サイクルのため、電子管理監督コードをすぐに印刷できないのは、その 過渡期は半年を越えてはならない。前期は貼付でよいが、後期は必ず印刷しなければ ならない。
- 三、製品品質電子管理監督対象製品を生産する企業は、電子管理監督コードの取得、電子 監督管理ネットワーク登録申請時に、正確な企業名称、製品商標、製品ブランド、品 質保証期間、生産した日付、検査合格証番号、生産許可証番号、強制製品認証(CCC)証 書番号等の情報を提供する。生産企業は電子管理監督コード取得前に、商品バーコー ド使用資格を取得しなければならない。電子監督管理コードの基礎コードと商品バー

コードは一致を保ち、電子監督管理コードネットワーク登録企業の情報は中国物品コードセンターに記録されなければならない。

四、ネットワーク登録リスト非対象製品を生産する電子監督管理ネットワーク加入企業は、 引き続き製品の電子監督管理コード作業を行い、ネットワーク登録リスト非対象製品 を生産する企業の積極的なネットワーク登録に努める。

五、製品販売者は「電子監督管理ネットワーク登録製品リスト」対象の製品に対して、製品に生産許可証、強制製品認証(CCC)証書及び統一マークである電子監督管理コードの有無を重点的にチェックしなければならず、証書及びマークのチェックや売買台帳作成等の法定責任と義務を厳格に履行する。

六、電子監督管理ネットワークの技術サービス機構は、ネットワークの正常運営とデータ 情報の安全性と信頼性を確実に保障しなければならず、企業のネットワーク登録、製 品の電子監督管理コード、許可・取り消し、消費問い合わせ、監督管理遡及、通報警 告等各部門の技術サービスを積極的に行い、早急に製品品質及び食品安全遡及システ ムを構築し、品質の安全監督管理を強化し、模倣品取締りのため有効な技術保障を提 供する。

七、「電子監督管理ネットワーク加入製品リスト」対象製品に対して、生産許可証、強制製品認証(CCC)証書及び統一マークである電子監督管理コードを取得していない場合、製品を生産・販売してはならない。製品の生産企業と販売者は電子監督管理コードを偽造あるいは無断で使用してはならない。

本通知は送付日から施行する。質検、商務、工商等の部門は各自の職能と、工業製品生産許可証管理条例、認証認可条例及び特別規定等の関連法律・法規に基づき、製品品質電子監督管理対象の製品及び生産、経営企業に対する監督管理を行い、違法行為がある場合は法律・法規に基づき処罰を行う。

添付1:電子監督管理コードデザイン

添付2:第1次電子監督管理ネットワーク登録製品リスト

添付:1電子監督管理コードフォーマット



添付2

第1次電子監督管理ネットワーク登録製品リスト(9分類69品目)

| 類別番号 | 製品類別 | | 製 品 リ ス ト |
|------|----------|----|-----------------------------|
| 1 | 家庭用電化製品 | 1 | 家庭用冷蔵庫及び冷凍庫:有効容積 500 リットル以下 |
| | | 2 | エアコン:冷房能力が 21000Kcal/hr 以下 |
| | | 3 | 家庭用電動洗濯機:水加熱用ヒーター或いは加熱装置、脱 |
| | | | 水装置あるいはドライ装置付き/無しの電気洗濯機 |
| | | 4 | 電気温水器:沸点以下で加熱する貯水式 |
| | | 5 | ルームヒーター |
| | | 6 | 真空式掃除機 |
| | | 7 | 電気オーブン |
| | | 8 | 電子レンジ |
| | | 9 | レンジフード |
| 2 | 人工木材 | 10 | フローリング材 |
| | | 11 | 合成木床板 |
| 3 | 電線及びケーブル | 12 | 交流塩化ビニル電力ケーブル |
| 4 | 農業用製品 | 13 | 複合肥料 |
| | | 14 | リン酸肥料 |
| | | 15 | 農薬 |

| 類別番号 | 製品類別 | | 製品リスト |
|------|---------|----|------------|
| 5 | ガス器具 | 16 | ガス器具 |
| 6 | 労働保護用品 | 17 | 作業用ヘルメット |
| | | 18 | 絶縁靴 |
| 7 | 電気カーペット | 19 | 電気カーペット |
| 8 | 食品 | 20 | 小麦粉 |
| | | 21 | 米 |
| | | 22 | 酱油 |
| | | 23 | 香 作 |
| | | 24 | 殺菌乳 |
| | 食品 | 25 | 低温殺菌乳 |
| | | 26 | 炭酸飲料 |
| | | 27 | ミネラルウォーター |
| | | 28 | 純浄水 |
| | | 29 | インスタントラーメン |
| | | 30 | ビスケット |
| | | 31 | 冷凍飲料 |
| | | 32 | 白酒 |
| | | 33 | ワイン |
| 0 | | 34 | ビール |
| 8 | | 35 | 乳幼児用粉ミルク |
| | | 36 | 大豆油 |
| | | 37 | 白砂糖 |
| | | 38 | 赤砂糖 |
| | | 39 | 氷砂糖 |
| | | 40 | 角砂糖 |
| | | 41 | チョコレート |
| | | 42 | 粉ミルク |

| 類別番号 | 製品類別 | | 製品リスト |
|------|------|----|---------------|
| | | 43 | ヨーグルト |
| | | 44 | 乳飲料 |
| | | 45 | 肉類缶詰 |
| | | 46 | 禽類缶詰 |
| | | 47 | 水産品缶詰 |
| | | 48 | フルーツ缶詰 |
| | | 49 | 野菜缶詰 |
| | | 50 | 味の素 |
| | | 51 | でんぷん |
| | | 52 | 唐辛子製品 |
| | | 53 | 急速冷凍米麺製品 |
| | | 54 | 黄酒 |
| | | 55 | 飲用水 |
| | | 56 | 練乳 |
| | | 57 | フルーツ・野菜ジュース飲料 |
| | | 58 | 個体飲料 |
| | | 59 | 植物蛋白飲料 |
| | | 60 | 紅茶 |
| | | 61 | 緑茶 |
| | | 62 | 花茶 |
| | | 63 | ウーロン茶 |
| | | 64 | 緊圧茶 |
| | | 65 | スキンケア製品 |
| | | | シャンプー |
| 9 | 化粧品 | | ヘアーコンディショナー |
| | | | ハンドソープ |
| | | 69 | ボディーシャンプー |